●漁船損害等補償法による付保義務の同意を求めるための届出

漁船損害等補償法施行令（昭和２７年政令第６８号。以下「令」という。）第５条第１項の規定により、漁船損害等補償法（昭和２７年法律第２８号。以下「法」という。）第１１２条第１項の規定による同意を求めるための届出があったので、施行令第５条第３項の規定により、次のとおり届出に係る指定漁船調書を縦覧します。

令和８年１１月２０日
東京都知事　小　池　百合子

１　加入区の名称
にいじま加入区

２　発起人の住所及び氏名
にいじま加入区
新島村本村５丁目３番１号　　大沼　三郎
新島村若郷１０番１７号　　植松　寛行

３　法第１１３条第１項の申出をする漁業協同組合の名称
にいじま漁業協同組合

４　縦覧期間
令和８年１１月２０日から同年１２月４日まで

５　縦覧場所
新島村若郷８３番地　　にいじま漁業協同組合